様式第5号(第6条関係)

売買契約書

　売払人　松前町　と、買受人　　　　　　　との間に、土地の売買について次の条項に基づき契約を締結する。

　(売買物件)

第1条　売買物件は次のとおりとする。

　〔土地〕

　　　所在　愛媛県伊予郡松前町大字　　　字　　　　　　　　番

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 種目 | 数量(m2) | 備考 |
| 土地 |  |  |  |

　(売買代金)

第2条　売買代金は、金　　　　　　　円とする。

　(売買代金の支払)

第3条　買受人は、売買代金を、売払人が発行する納入通知書により売払人に支払わなければならない。

　(売買物件の登記)

第4条　売買物件の表示及び所有権保存登記は、買受人が自ら行なうものとし、売払人は売買物件の所有権が買受人に移転した後に、不動産表示及び所有権保存登記承諾書(様式第7号)を買受人に交付する。

　(所有権の移転)

第5条　売買物件の所有権は、買受人が売買代金を納付した時に、買受人に移転する。

　(売買物件の引渡し)

第6条　売買物件の引渡しは、前条の規定により売買物件の所有権が売払人から買受人に移転した時に、完了したものとする。

　(契約の解除)

第7条　売払人は、買受人が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

　(返還金等)

第8条　売払人は、前条に定める解除権を行使したときは、買受人が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利子を付さない。

2　売払人は、解除権を行使したときは、買受人の負担した本契約締結に要する費用は返還しない。

3　売払人は、解除権を行使したときは、買受人が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は返還しない。

　(買受人の原状回復義務)

第9条　買受人は、売払人が第7条の規定により解除権を行使したときは、売払人の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、売払人が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2　買受人は、前項のただし書の場合において、売買物件が滅失又は毀損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を売払人に支払わなければならない。

3　買受人は、第1項に定めるところにより売買物件を売払人に返還するときは、売払人の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書及び登記識別情報通知を売払人に提出しなければならない。

　(損害賠償)

第10条　売払人は、買受人が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

　(返還金の相殺)

第11条　売払人は、第8条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、買受人が前条に定める損害賠償金を売払人に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

　(契約の費用)

第12条　本契約の締結及び履行等に関して必要な費用は、すべて買受人の負担とする。

　(信義誠実の義務・疑義の決定)

第13条　売払人及び買受人は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2　本契約に疑義を生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、関係法令及び松前町法定外公共用財産処分規則によるものとし、該当のない事項については、売払人と買受人が協議のうえ定めるものとする。

　本契約締結の証として、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自1通を保有する。

　　　　　年　　月　　日

　　　　　第　　　号

住所　愛媛県伊予郡松前町大字筒井631番地

売払人

氏名　松前町

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 松前町長

住所

買受人

氏名